

令和6年度空き家に関する支援制度一覧

市町村名： 沼田市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
空き家解体補助金	助成	沼田市空き家解体補助金	建設業法の許可または建設リサイクル法第21条第1項の登録を受けた事業者が請け負い、空き家の全てを解体する工事。 空き家とは、1年以上居住その他の利用実績がない個人所有の建築物で、一戸建て住宅か併用住宅(居住部分が2分の1以上のもの)。また、抵当権が設定されていないこと。	市税を滞納していない ・空き家の所有者 ・空き家の所有者の相続人 ・空き家の所有者または相続人のいずれかから同意を得た人	補助対象経費に3分の1を乗じて得た額以内とし、20万円を限度とする。 なお、空き家の建築日が昭和56年5月31日以前であることを証明できる場合は10万円加算。			令和6年4月22日～	予算の範囲内	建築住宅課	0278-23-2111 (内線)4112	https://www.city.numata.gunma.jp/life/sumai/1006719/1006720.html	